

三重県低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県、三重県教育委員会、三重県警察本部が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下「工事」という。）について、地方自治法施行令第167条の10（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができます場合）第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 本要領の対象となる工事は、工事設計金額が7千万円以上（建築工事及び付随する付帯工事については1億円以上）の工事、および7千万円未満の工事で制度の適用が必要と認められる工事とする。

(基準)

第3条 地方自治法施行令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき」の基準は、その者の申込みに係る価格が、次項に基づき算定された額（以下「基準価格」という。）に満たない場合とする。

2 前項の額の算定は、一般土木工事にあっては予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とし、その他の工事については、別表1に掲載した基準価格の算定額とする。

- 一 直接工事費と共通仮設費積上分の合計額（直接経費）
- 二 共通仮設費率分の6割額
- 三 現場管理費の3割額
- 四 一般管理費の1割額

ただし、直接工事費、共通仮設費等については、土木工事においては、原則として、土木工事積算基準によるものとする。

(参加業者への周知)

第4条 対象工事を担当する発注機関の長は公告又は指名通知の際に下記の事項を記載するものとする。

- 一 本要領の適用があること。
- 二 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- 三 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- 四 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとし、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了する。
なお、この場合、直ちに様式9により、建設業室に報告するものとする。

(調査の実施)

第6条 前条の入札が行われた場合には、工事執行機関の長は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるか否かについて次のような内容により、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 一 その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴収する。
 - 二 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
 - 三 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
 - 四 契約対象工事個所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
 - 五 手持ち資材の状況
 - 六 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - 七 手持ち機械数の状況
 - 八 労務者の具体的供給見通し
 - 九 過去に施工した公共工事名及び発注者
 - 十 経営内容
 - 十一 一から十までの事情聴取した結果についての調査検討
 - 十二 九の公共工事の成績状況
 - 十三 経営状況 必要に応じ取引金融機関、保証会社等への照会
 - 十四 信用状態 建設業法違反の有無
　　賃金不払の状況
　　下請代金の支払遅延状況
　　その他
 - 十五 その他の必要な事項
- 2 なお、基準価格を下回った調査対象者全てに対し、入札後速やかに、別表2掲載の『見積内訳書の検討に係る判断基準について』を踏まえ、「三重県低入札価格調査マニュアル」に基づく調査資料の提出を求ることとする。

(調査の結果についての措置)

第7条 工事執行機関の長は、第6条による調査結果を基に、次の区分により処理すること。

(1) 工事設計金額が5億円以上の工事については、原則として、三重県低入札価格審査会（以下「審査会」という。）の意見を求めるものとする。
この場合、工事執行機関の長は調査結果を記載した書面（様式2及び3）を審査会に提出するものとする。

(2) 前項以外の工事については、工事執行機関に設置している競争入札審査会に諮るなどにより、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに最低価格入札者及び他の入札者全員に落札者の決定についてした旨を様式1により通知するとともに、様式1-1により、建設業室に報告するものとする。
なお、最低価格入札者がした入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされな

いおそれがあると認めたときは、前項に準じ、その意見を求めるなければならない。

ただし、別表2の2見積内訳書の判断基準～により失格とした場合については様式2-1による審査委員長への報告にかえることとする。

第8条 削除

(審査会の審査及び意見の表示)

第9条 審査会は、第7条の規定により工事執行機関から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面(様式4)によって意見を表示するものとする。

2 審査会の意見は、出席者の過半数をもって決定するものとする。

(審査会の意見に基づく落札者の決定等)

第10条 審査会の表示した意見が工事執行機関の長の意見(その価格をもっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる意見)と同一であった場合は、工事執行機関の長は最低価格入札者を落札者とせずに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以降と同様の手続きによる。

2 工事執行機関の長は、審査会の表示した意見が自己の意見と異なった場合においても、なお、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについての合理的な理由があるときは、競争入札審査会に諮るなどして、次順位者を落札者とすることができる。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第6条以降と同様の手続きによる。

3 工事執行機関の長は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては様式5により落札者としない旨の通知を、次順位者に対しては様式6により落札者となつた旨の通知をするとともに、他の入札者に対しては様式7により次順位者が落札者となつた旨を知らせるものとする。

4 工事執行機関の長は、審査会の意見と異なった落札者を決定した場合には、審査会の委員長に対して様式8により報告するものとする。

5 工事執行機関の長は、落札者の決定をしたときは、ただちに様式1-1により、建設業室に報告するものとする。

(その他)

第11条 低入札価格調査対象工事においては、公告または指名通知の際ににおいて、調査基準価格を下回って契約した場合は、次の事項が適用される旨を周知するものとする。

- 一 契約保証金を契約金額の3割とすること
- 二 主任(監理)技術者と同一の資格を有する専任の担当技術者1名を追加して定め工事現場に配置すること
- 三 三重県建設工事請負代金毎月部分払制度を適用すること
- 四 契約後の設計変更に際しては当初の請負比率で変更請負額を算定すること
- 五 発注者が実施する工事実態調査等に際しては協力すること
- 六 不誠実な行為に対しては適切な措置を講ずること

- 附則 1 この要領は、平成10年 8月 1日から施行する。
2 三重県土木部低入札価格調査実施要領は廃止する。
- 附則 この要領は、平成12年 8月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成14年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 1月14日から施行する。
(同日の指名審査会に諮る対象工事から適用)
- 附則 この要領は、平成15年 4月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成15年 9月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成16年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成18年 6月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年 1月 1日から施行する。
- 附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 基準価格の算定 (下記の額は第3条第2項にある『100分の105』は乗じた額)

調査基準価格 = P

直接経費 = 直接工事費 + 共通仮設費の積み上げ分

一般土木工事

$$P = (\text{直接経費} + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$$

建築工事

【一般】 $P = (\text{直接工事費} \times 0.85 + \text{共通仮設費} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【解体工事】 $P = (\text{直接工事費} \times 0.7 + \text{共通仮設費} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

鋼橋製作・架設工

【製作のみ】 $P = (\text{直接工事費} \times 0.9 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【架設のみ】 $P = (\text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【製作・架設】 $P = (\text{直接工事費(製作)} \times 0.9 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 +$

$$\text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$$

機械設備製作・据付工

【製作のみ】 $P = \{(\text{直接制作費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + \text{間接労務費} \times 0.6$
 $+ \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1\} \times 1.05$

【据付のみ】 $P = \{(\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1\} \times 1.05$

【製作・据付】 $P = \{(\text{直接制作費} + \text{設計技術費}) \times 0.7 + \text{間接労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3$

$$+ (\text{直接経費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1\} \times 1.05$$

直接経費は製作工事価格費を含まないこと。

電気・通信設備工事

【製作のみ】 $P = (\text{直接制作費} \times 0.7 + \text{二次労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【据付のみ】 $P = (\text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{技術者間接費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

【製作・据付】 $P = (\text{直接制作費} \times 0.7 + \text{二次労務費} \times 0.6 + \text{工場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費(機器費)} \times 0.1 + \text{直接経費} \times 0.9$

$$+ \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{技術者間接費} \times 0.3 + \text{一般管理費(据付)} \times 0.1) \times 1.05$$

直接経費は機器費を含まないこと。

水道工事

【水道管布設】 $P = (\text{材料費} \times 0.7 + \text{直接経費} \times 0.9 + \text{共通仮設費率分} \times 0.6 + \text{現場管理費} \times 0.3 + \text{一般管理費} \times 0.1) \times 1.05$

1. 直接経費は材料費を含まないこと。また、材料費の対象は、管・弁類とする。

2. 鋼管購入及び接合工事、水管橋製作及び架設工事は、機械設備製作・据付工に準ずる。

なお、上記「計算式」で算定される調査基準価格Pの端数処理は、P/1.05 値の万円未満を切り捨てるものとする。

別表2 見積内訳等の検討に係る判断基準について

社会資産の構築を行う公共事業は、貴重な県民の税金を原資とし執行することからも公正な競争のもと、適正な契約関係を締結し的確な受注者側の技術力で一定水準以上の品質を確保することが必要である。

また、入札に際しては健全な企業経営のもと適正な見積もりを行い技術力の競争結果、低廉な価格で受注することは、品質の確保、労働災害防止、元請・下請の適正な関係確保、建設産業労働者の賃金確保等が担保されて契約することは、低入札価格調査制度の目的に合致する。

このため、今後の公募等においては当該判断基準の適用を明示するとともに、見積内容の検討に際してはその判断基準を1つでも満足しない場合は失格とし、全てを満たした場合のみ詳細な調査を行う。

なお、判断基準算定に用いる係数については工事実態調査等を踏まえ適宜最適化を図るものとする。

1. 基本的判断基準

応札者は適正な見積もりに基づく公正な価格競争結果であること。

応札者は調査に際し誠実で協力的であること。

工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる恐れがないこと。

工事の確実な履行を確保するため、企業の健全な経営に悪影響を及ぼす見積もり（赤字を前提とした見積もり等）は認めない。

2. 見積内訳書の判断基準

数量は、設計図書に計上した設計数量を満足していること。

材料・製品は、設計仕様に合致した品質・規格を有すること。

材料単価は、適正な取引価格に基づくものであること。

労務単価、作業能力、機械運転経費等は、適切に計上されていること。

建設廃棄物は、適正な処理方法、処理費用が計上されていること。

一般土木工事にあっては、直接工事費と共通仮設費の積み上げ分の合計（直接経費）が発注者の設計金額（直接経費）の70%以上であること。建築工事にあっては、直接工事費が発注者の設計金額（直接工事費）の60%以上であること。

共通仮設費率計上分は、発注者の設計金額（共通仮設費率計上分、建築工事にあっては共通仮設費）の60%以上であること。

現場管理費は、発注者の設計金額（現場管理費）の30%以上であること。

一般管理費は、発注者の設計金額（一般管理費）の10%以上であること。

～は、一般土木工事、建築工事に適用することとし、鋼橋製作・架設工、機械設備製作・据付工、電気通信設備工、水道工事等については適用しない。

また、『地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令により定められる額以上の工事（WTO対象工事）』については、適用しない